

## ■ 鬼石振興課からのお知らせ ■

### 国民年金制度の特例について

#### ○国民年金保険料学生納付特例とは

国民年金保険に加入している学生の方が、申請により保険料の納付が猶予される制度です。

#### ○承認期間

4月から翌年3月までの1年間（申請は毎年必要）。

過去2年1か月分までさかのぼって申請できます(未納期間に限る)。

#### ○追納制度について

保険料の納付が猶予された方は「追納制度」により納付して下さい。

※申請した翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

#### ○対象者

①大学(大学院),短期大学,高等学校,高等専門学校,専修学校,各種学校(※)に在学する学生等

※各種学校・・・学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程

②学生本人の所得が一定額以下であること。

※詳細についてはお問い合わせください。

#### ○申請方法

申請者・・・本人または同世帯の方

必要書類・・・学生証（コピー不可）

提出先・・・住所地の市町村年金担当窓口又は、年金事務所

不明な点は下記までお問い合わせください。

鬼石振興課 鬼石住民係 電話番号：0274-52-3111（代表）

保険年金課 医療年金係 電話番号：0274-40-2259（直通）